

「第8回高知県南海地震条例づくり検討会」

日時 平成19年1月16日

出席者 高知県南海地震条例づくり検討会：

青木宏治副会長、上田瀧雄副会長、小野政子委員、多賀谷宏三委員、

武市幸子委員、土居清彦委員、半田雅典委員

事務局：高知県危機管理課

(事務局)

あらかじめ郵送をさせていただきましたが、資料のうち、右肩に資料1と書いてあるスケジュール表につきまして、机のほうに改めて配布をさせていただきました。前回送付させていただいたものと差し替えをお願いいたします。資料につきましては1から8までということになっておりますが、骨子案についてはまだ途中の段階で、No5からNo7でしか配布させていただいておりません。

それでは会議に移らせていただきます。本日は、岡村委員、久松委員、西坂委員、藤原委員、細川委員の計5名の方が体調不良等々により出席ができない旨のご連絡をいただいております。また多賀谷委員が所用のため3時半ごろ退席されるとお聞きをしております。よろしくお申し上げます。本日12名中7名の出席をいただいております。早速議事に入りますけれども、検討会設置要綱では会長が議長となることになっておりますけれども、岡村会長が、まだ体調が十分に回復されていないということでございますので、前回に引き続きまして青木副会長に職務を代理していただきたいと思っております。それでは青木副会長よろしくお申しいたします。

(青木副会長)

あけましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りいたします。

岡村会長がまだ本調子ではなく、外の仕事は控えるということですので引き続きさせていただきます。5時までの長丁場ですので、適宜休みを入れながらやっていきたいと思っております。

昨年、半年ほど今日で南海地震というものがどういうもので、どういう被害が想定されるか、それが10年20年後ぐらいの所できちっと対応でき、備えていく、準備をしていくということの中で、系列でずっとシミュレートして考えてきました。項目洗い出しをしていきました。これから本格的に、私たち検討会のメインの仕事である条例づくりということに入るわけですから。そういう意味ではそれほどの回数はないですが、今までの事象といいますが、現象で起きる地震対策というものを今度は制度的というか、法制度的な側面からの整備ということに集約していくということになります。

今日お手元に今後のスケジュールがあります。条例に盛り込む項目やその方向ということでした。たたき台、条例、骨子案も具体的に少し提示されています。条例化に当たってこんなことを考えてみたらいいんじゃないかということ、提起させてもらいます。12月のときに権利という側面から見て考える必要があるんじゃないですか、という提起をさせてもらったので、もう少し具体的な話を条例に沿って提起させていただきたいと思っております。条例をつくっていくというスケジュールが日程として出てきますわけですから、それに沿った形の確認をまずさせてもらいます。

(事務局)

事務局から今後の検討スケジュールについてご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

スケジュールの案については、平成19年の1月から平成20年の3月までの予定を記載させていただいております。表の左の検討会の部分が本検討会の予定と、主な検討内容ということになります。その右の検討会以外の行動、これは本年開催しましたワークショップやシンポジウムのように、県民の

方々の意見をいただくための行動ということで記載をさせていただいております。その右の法令審査については、県庁内部で条例案として県議会に提出されるための協議の流れについて記載をしています。一番右の南海地震対策推進本部幹事会、これは知事を本部長とする南海地震対策の総合的な調整を行っております県庁内の組織における検討の内容ということになります。ここでは主に検討会の部分を中心にご説明をさせていただきます。

まず、本日の第8回の検討会では前回検討しました条例に盛り込む内容とその方向、この続きを検討いただき、その後具体的な骨子案の中身の検討に入るという予定です。この骨子案の検討につきましては本日も含めまして2月、4月、5月の下旬、この4回の検討で行うよう予定をしています。ただこの4回で検討が終わらない場合には、この表にも記載しますように5月の下旬に第5回目の骨子案の検討ということで、予備的にその日を仮に置いています。6月からは骨子案を公表して、約2カ月の間、県民の皆さまからご意見をいただくということで、パブリックコメントを行いたいというふうに考えております。パブリックコメントの方法としましては、ホームページなどでの意見募集、それから県民の方や条例の内容に特に関係する団体などに直接出向いて行って意見交換を行うといったこともやっていきたいと思っております。なお、パブリックコメントを募集する前には市町村とかあるいは防災会議といった所に対して事前に説明を行いたいと考えております。パブリックコメントをいただいている間、6月の恐らく下旬になると思いますが、19年度の第3回の検討会をセットしています。7月には第4回の検討会を開催し、県民の方からいただいたご意見への対応を検討するということになります。さまざまなご意見があるのかなと思っておりますので、それを条例の中に盛り込むのかどうかといったことをこの6月、7月に検討していきたいというふうに考えています。

この第4回の検討会までで条例の骨子案をまとめて、8月からは条例案の作成に入りたいと思っております。8月から10月まで3回の検討会で条例案を検討して、パブリックコメントにかける条例案をまとめたいと思っております。その後、約1カ月間条例案に対するパブリックコメントを募って、11月、12月の2回の検討会で県に報告する条例案をまとめるというふうに予定しています。その間検討会での検討に並行して、県庁内部でも調整、協議を進めていきたいと考えています。検討会から条例案が提出された後は、法制審議会という所で法律的に問題がないかどうかという最終のチェックを経て、県議会に提出するということとなります。最終の平成20年3月の検討会では、条例の制定を受けて条例を推進するための体制などについてご検討をいただいて、検討会を終了したいというふうに考えています。

この予定につきましては、平成20年2月の県議会に条例案を提出するということを前提に作成をしたものです。県としては、できるだけこの平成20年2月の議会に条例案を提出したいというふうに考えておりますが、検討の進み具合で予定を延長しなければならない状況になった場合には、柔軟に対応をさせていただきたいというふうに考えております。

あと次回の2月の検討会ですが、2月16日午後1時半から5時まで、高知会館で予定をしております。4月以降の検討会の日時場所については、また調整をさせていただきたいと思っております。

(青木副会長)

はい、ありがとうございました。質問といたしますが大まかな話ですが、規則はいつごろからになりますか。

(事務局)

今の段階では条例が規則生み出すものなのかという所が、個別の骨子案を検討する中で出てくると思います。中身によっては検討会で議論をしていただくといったことも必要なのかもしれませんし、あるいは場合によっては事務的に規則をつくれればいいものができるのかもしれません。そこは規則が必要だという議論になったときにこの回を重ねる検討会の中で、必要に応じて協議をしたいということで、この中では規則をいつ議論するというのは落とし込んでいません。

(青木副会長)

それでは項目の残りの部分から始めます。資料2の項目ナンバー14からです。13の「命を助ける」が終わって、「避難生活と被災生活を送る」という部分が残っていて、その後、生活再建の所です。まず「避難生活」の資料2の裏側のページの14からですね。

(事務局)

事務局のほうから14から17まで一括でご説明をさせていただきます。この表の中でテーマの右に検討会、県民ワークショップ等での主な意見とございますが、これはあくまでも主な意見でこれ以外にもたくさんご意見が出ております。その右のほうにある条例に盛り込む必要性和結構重なっている部分がございますので、時間の都合でこの部分の説明は割愛させていただいて、条例に盛り込む項目と必要性、条例に規定する方向、ここを中心にご説明させていただきます。

まず14の災害ボランティア活動の項目ですが、条例に盛り込む必要性については、右に書いておりますが、地震が発生した場合には各種の援護を必要とする被災者が増大し、県や市町村、防災関係機関だけでは十分に対応することができないため、ボランティアが円滑に活用できる環境を整備する必要があると。公助だけでは十分賄いきれないということでボランティアの必要性があるということで、条例に盛り込む必要があるのではないかと整理をしています。条例に盛り込む方向としては公助が中心になっております。地震が発生する事前の対策として、ボランティアやボランティアコーディネーターを養成するといったこと。またボランティアの受け入れ態勢の整備。地震が発生した後になりますけど、ボランティア活動へ支援をしていくといったことが公助として考えられます。他県の条例の中では、どの県も一定ボランティアに関することが触れられております。ただ愛知県については、ボランティア側から条例のほうが書かれています。「ボランティアは県および市町村と連携して活動を行うことにより、地震防災の活動が効果的に行われるよう努めなければならない」ということで、公助側でなくボランティア側から書かれているという条例もございます。当然、公助のことを書いた上でボランティアは、というふうな書きぶりを愛知県はされているということです。

次に15の被災生活の項目です。条例に盛り込む必要性としては、地震の発生により多くの被災者が発生すると想定していること。高知県の被害想定では避難所への避難者数が25万人に及ぶと想定している所ですが、被災者が健康を保ち、安心して生活ができるよう避難所の確保とスムーズな運営が重要となります。また避難所生活が長期化するため避難所で生活を送る被災者などがお互いに助け合い、協力して生活を送ることが重要であるというふうな必要性を述べています。

条例に規定する方向としては、県民同士が助け合って避難生活を送ることが非常に重要ですので、特に避難所について市町村が開設をするものなのですが、避難者がお互いに避難所運営に協力をするといった共助の取り組みが必要ではないかと。公助としては避難所の運営方法をあらかじめ定める、そして避難所の確保、運営支援をきちっとすると。実際に地震が起こった際には、心のケアとか健康への配慮、それから避難所から仮設住宅に移れるように応急仮設住宅の供与。こういったことも行う必要があるのではないかと考えております。

次のページの16「情報の入手」についてです。条例に盛り込む必要性としては、地震発生直後は正確な情報は入手をできないということで、家族の安否を確認する方法をあらかじめ決めておく必要があります。行政としては情報不足によるパニックや誤った情報による誤判断から県民を守るために、できるだけ速く的確な被災情報や生活情報などを収集し県民の方に提供する必要があるということで、条例に盛り込んでどうかと考えております。

条例に盛り込む方向としては、地震発生直後は行政としてなかなか情報が錯綜する中で県民の安否等を把握するというのは困難ですので、まずは自助の取り組みとして、あらかじめ家族間での連絡方法を確認しておくということが重要ではないかと。また公助としては、あらかじめ情報収集、連絡体制を確立する。そして地震時には県民への被災情報、生活関連情報を的確に提供していく。また県民

の方に伝える方法としては、報道機関との連携というのも非常に重要だというふうなことで公助の役割を書いています。共助としては、こういった情報というのは公助から与えられるだけではなく、自主防災組織とかNPOであるとか、各種団体であるとかボランティア、そういった所からも情報の収集、伝達ということが行われるということで、ここで共助の役割としても書いております。

次に17の復興対策について、条例に盛り込む必要性については、復興については行政が一方的に進めるということではなく、地域の住民の参画を基に進めていくということが必要だというふうに考えています。そのために条例に盛り込むという必要性があるんじゃないかと。

条例に規定する方向としては、復興計画を公助が速やかに策定をする。これに基づいて復興対策を実施していく。一方、共助、これは県民ということになるかと思いますが、行政と住民が相互に協力して復興への取り組みをしていくということも条例に規定する方向としてはあるんじゃないかというふうに考えています。他県の条例化の状況で、その復興について条例に書かれているのが東京と三重で、あとは、復興までなかなか条例の中では書かれてないというふうな状況でございます。

(青木副会長)

頭の中でもう1回思い起こしながらやらなきゃいけない例もあると思いますが、日常関心持っておられる方はさっと思い出してください。避難生活の部分、被災生活の部分でご意見ありますか。

(半田委員)

第5回の検討会のときにも説明させていただきましたように、ボランティア活動はあくまでも住民、民間の活動で、行政には対応しにくいニーズに対応する活動で、機動性や多様性を生かして活動することが特徴です。条例に規定する方向の所で、公助でボランティアやボランティアコーディネーターの育成等を行うように書いていますが、ここはあくまでもボランティアの関係は、民間団体で行う方向の方が良いと思いますし、今までもそうしてきています。どちらかという共助の方になるのではないかと思います。社会福祉協議会を公ととらえているのでしょうか、社会福祉協議会はあくまで公ではありません。それとただ行政、公助の責務は全くないかという、第5回の検討会のときにも話しましたように、これらのバックアップやサポートはしていただきたいというふうに思っています。

(青木副会長)

半田さんの意見は14の項目の所は、公助よりはこれ自身は直接的には共助の部分というふうに変えてもらったほうが良いということですか。

(半田委員)

具体的にそこはボランティアコーディネーターを育成するのが行政ではないと思うんですね。我々社会福祉協議会とかNPOとか日赤さんとか、あくまで民間のほうでやっていくということです。実際に災害発生後のボランティア活動の推進も民間が主導でやっていくものですから、事前のコーディネーターの育成とか受け入れ態勢の検討というのも、民のほうでやっていくというふうなずっと自分のほうも思っていますし、第5回の検討会のときにもそういった説明をしたということです。

(土居委員)

半田さんが言われたように、ボランティア活動そのものが決して行政から強制されるものではないというふうに私たちはつかんでおります。よって行政そのものの、この規定という形の中で入れるならば、要は各種ボランティアを養成する各団体に対して東京でやっている支援、そうしたことでとどめておいたらどうでしょう。中身に関しましては、災害時における活動というのはいろんなボランティア活動あるわけです。それをその数だけ挙げるだけでも大変な作業になるんですけども、そうした非常に重たい部分、行政が当然絡めない部分をボランティアの育成によって、我々が避難所生活に

おけるニーズの分析から始まって、それに対するマンパワー、そしてそれに対する技術、実技の部分の養成を今赤十字にやっているんですけども、そういう部分で置いておいたほうがいいのではないのかなって感じを持っております。決して強制するものではないということですね。

(上田委員)

先ほどの意見、確かにそうだと思うんですが、この文言の書き方が、僕はこれらを例示的に書いて、最後の支援ということに全部掛かせているのではないかというようには思ったんですが、その辺は事務局のほうの意図はどうでしょうか。

(事務局)

ここは一定、ボランティア・ボランティアコーディネーターを養成するというので、行政の役割もあるんじゃないかと思っていた所ですが、社会福祉協議会を公助ととらえるのか、共助ととらえるのかという所が、理解不足という所もあります。今のご意見の趣旨はよく理解できましたので、これから骨子をつくる中でそれも具体的に表現をしていきたいと思えます。

(半田委員)

土居課長が言われたように、発災後は、我々社協とかNPOとか日赤のほうでボランティア活動の支援を実際にやりますし、それまでの体制整備も主体的にやっていきたいというように思っているんですね。それらの我々の活動をバックアップというか、支援を公の役割を行うという整理でいいんじゃないかと思えますけど。

(土居委員)

やらねばならないというふうな部分で、どうしてもこう縛られる感じがするんですけども、活動を決してしないわけではありませぬし、やるわけですけども、そのイニシアチブそのものはやはり、NPO等の民間団体がやったほうがいいんじゃないかという感じを持っています。ということは、ニーズそのものが非常に行政に対してひどいといいますが、当然賄えないような現場で起こってくる、そのニーズが出てきますね。すぐ答えを出さなきゃいけないという形の中で、行政はそれに頭から入っていくと、当然答えは出ない、また、うそつかなきゃいけない、というような状況も出てくる現場を見てきましたので、やはりその所は、民間の団体で、我々のほうから行政に対してのワンクッション入れていくという部分が一番ある面では、円滑に運営がいくんではないのかなということをおもっております。

(多賀谷委員)

今のお話、まだ私よく分かってないんですが、ボランティア活動というのは、先ほどどなたかが言われたように、色々あるわけですね。その色々あるものをやり方なり内容なり、そういったものを一律こうでなきゃいかん、こうするという話で割り切れるものかなというのがちょっと私よく分からないんですが。多分既にやっておられる方は、ご自分方がやっておられる範囲の中での話かなという気もせんでもないんですよ。だから今、ボランティアというものをどういった種類があって、どういうやり方がいいのか、その議論というのがまだやられてないので、あまり早く結論出す必要もないのかなという気が私はするんですが、いかがでしょうか。

(土居委員)

実際に被災地に入って、ボランティアの起こす問題は泥棒、火事場泥棒、それから、集団的なお掃除または援助活動といいながら避難所の方たちの食料および配布物を頂くようなメンバーが結構いるんですね。結局登録型のボランティアや飛び込み型のボランティア、そして火事場泥棒的なボランテ

ィア。いろんな方がその被災現場に入って、そのお手伝いという、ボランティアという美辞麗句の中で変な行動を起こしてきているわけです。神戸でもそうでした。中越でもやはり起こっているんですね。そういう中において我々はそうしたボランティアを一つの教育といいますか、訓練の中で、ボランティアは何でもできるんじゃないんですよと。目的を持って入っていくわけですね。それがともすると被災地に入ったときには、これもやってくれ、あれもやってくれ、というような声が出てくるわけです。そのときにやはりボランティア活動の一つの大きな考え方の中に、今回はお掃除に来ましたという形の中でふき掃除、または片付けということをやっていくという中に、どこそこへ配達をしてください、という形のものも出てきているわけですね。そうしたものが本当にボランティアなのかなということもあるんですけれども、やはりそうした目標を持った、それ相当の訓練をした中で、災害時のボランティア活動というのはこういうものなんだよという形の中で、ニーズ調査をし、そのニーズに応じたメンバーを現場に送っていくということが私たちが一番に考えなくてはいけない部分だなというふうに思っております。何でもできるものではないと。

(半田委員)

土居課長が言われたことは実際にあったことだとは思いますが、多分それはボランティアを名乗るとか、ボランティアを偽る人たちの行動ではなかったかと思えます。多賀谷さんが言われた様々なボランティア活動の種類というのは、判定士など行政に関わるボランティア活動のことだと思います。確かにそういったボランティア活動もあって、直接行政が育成とか登録することもあるかと思えますけど、私が話をしているボランティア活動は、避難生活や被災生活を送るための被災をされた方への支援など一般的なボランティア活動です。一般的なボランティア活動は、大体民間のボランティア活動の中に入ってくるのではないかなというようにも思うんですけど、私は、そのイメージでとらえておりました。

(青木副会長)

ボランティアセンターのような形で被災生活の所ではやるのは、公じゃなくて共で最初から立ち上げるもんなんですか。

(半田委員)

中越とか神戸の事例を見ても、我々高知の事例であっても社協、日赤、NPO、それから青年会議所など、民間の非営利の団体がやっているというのが実情ですし、実際そのほうが、機動性とか多様性とか民間性を生かした活動で、きめの細かな活動になると思います。

(青木副会長)

事務局のほうでも避難生活、被災生活の所でのボランティアの果たす役割はかなり重要というか、そちらがメインであるというようなことなどと理解されていると思いますが、その条例の規定の仕方は、また先ほど愛知の紹介もありましたけど、また考えてみるということにしましょう。

(土居委員)

避難所生活の中で基本は何かというと、自分たちが生きていかなきゃいけないということになっていくんですけど、最終的には自立していくという形になっていくんです。そのときに行政が、今日言った25万人の被災者に対して、普段からの投資がされているならば問題はないんですけども、そんなことは当然できていないわけですし、そうすると大事になってくるのは、自分たちが生きるために何をしなきゃいけないのかという中に、避難所生活そのものが見える見えないという部分で大きな違いが出てきているわけですね。

だから自助の部分、一般では自守、自助と私どもは言っていますが、その部分で各家庭の社

会投資をしたものがどれだけ普段からされていくかということの支援的な部分ですね。経済的な支援、これは当然問題が出てくるわけですが、ただ、いろんな知識、技術、これに対する支援はいくらでもできるんじゃないのかなと。その中に生きる知恵を教えていく、言葉が非常に分からないんですけども、責務という言葉、時々出てくるんじゃないかと思いますが、その責務という言葉が、何々をすることが望ましいという形で多分終わってしまうのではないかなという感じを持っております。

それで本当にいいのかなという部分を考えてときには、やはりもう少し一步を踏み込んだ何かが必要じゃないのかなということ、特にこの避難所生活に関しましてはボランティアの育成も当然ありますけども、やはりそれぞれの家庭が、それぞれの一つの文化生活を目指しているための知識、技術を普段からどうやって、要は培っていくのか。その部分に力を入れることが行政としての大事な部分ではないのかなと。そんなことを感じております。

(青木副会長)

ほぼこれで終わりました。次の 17、18 から 22 までという部分になります。

(事務局)

はい。それでは 18 から 22 を一括でご説明をさせていただきます。

まず 18 の自主防災組織の活性化について、条例に盛り込む必要性については、南海地震の発生したとき、公的機関の消火とか救助救出、応急手当、こういったのがなかなか行き届かないということで、まず県民の命を救うためには地域での助け合いが不可欠だと、そのための自主防災組織を育成していくということが必要であると。県のほうでは自主防災組織については、平成 19 年度末に沿岸部で 100%、21 年度末に全県下で設立するという目標を掲げて市町村ともに取り組んでいる状況でございます。設立するだけでなく、いかに組織を活性化していくのか、こういった観点も非常に重要になってくると思います。

条例に規定する方向としましては、まず自助、県民自らはということであると、自主防災組織の活動への参加ということがあります。共助、これもどっちかというと自助、共助の区分というのは非常に難しく、あまり意味がないですが、県民として自主防災組織を結成していただく、それから活動の取り組みを強化していただくということです。公助、それを支える、支援をする公助としては自主防災組織の育成支援であったり、リーダーの育成であったり、自主防災活動への取り組みへの支援、こういったことがあるのではないかと考えております。

次に 19、防災教育啓発の推進についてですが、条例に盛り込む必要性については、南海地震から身を守るためには、地震発生時における正しい行動、その場の状況に応じて判断できるよう自らの身は自らで守る人づくりが重要だと。そのためには、防災教育や啓発を学校、家庭、地域、職場など多様な主体の中で連携しながら、息の長い取り組みとして進めていく必要があると。県民自らの取り組みとしては、防災意識の高揚であるとか知識の向上、共助の主体とした自主防災組織などが主体となって、地域住民への研修の実施であるとか。公助としては、防災教育の推進、効果的な広報、啓発の実施、防災知識や技術を持った人材の育成、こういったことが条例に規定する方向としてはあるんじゃないかと考えています。

次に 20 の事業所の防災対策、防災活動の推進については、条例に盛り込む必要性としては災害時に事業者が果たす役割、社会的責任という部分で、従業員や顧客の安全の確保や事業活動の維持と社会経済の安定、地域防災活動への貢献、こういった様々な役割があると。そのための必要な取り組みを進めていくことが重要で、そのために条例に盛り込む必要があるというふうに考えています。

条例に規定する方向としては、自助という所に事業者を位置付けていますが、事業者では事業継続計画を策定するとともに、事前の対策として従業員への教育、啓発や訓練の実施といったことをやらなければならないんじゃないかと。公助としては、こうした事業所の取り組みを支援するといった立場になるんじゃないかと考えています。

次に21、その他ですが、どこの項目にも出てない項目ですので地震発生後には日常生活に必要な食料、飲料水は確保が困難、県民の責務として最低限の備蓄を行う必要があるんじゃないかと。今現状はといいますと、なかなか県民の皆さん方、食料、水の備蓄が行われていないという現状もありますので、そういった現状の中で条例に規定する方向としては、水、食料、医薬品も含めての備蓄、非常持ち出し品の準備、こういったものが事前に必要ではないかというふうに思われます。

22のその他で条例を推進するための仕組みということですが、この地震条例については、この条例をよりどころとして取り組んでいくということになりますが、条例を推進するための仕組みというものも一定必要ではないかということで、条例に規定する方向、これ以外にも色々あるのかもしれませんが。まだまだ議論していかなければならないと思いますが、県民自主防災組織が地震防災活動の点検などを行う地震防災の日の定め。ここはまた骨子の段階でも議論をしていただかなければならない項目のものですが、日で定めるのか、例えば週間で定めるのか、週で定めるのか、いろんな定め方もありますし、その定めた日に一体誰が何をするのが目的なのかといった所も後ほど骨子の中で議論をしていただければというふうに思っている所です。

それからあと、この条例に定めた内容をやはり実行していくということを考えれば、南海地震対策を計画的に進めるための行動計画といったものも、策定する必要があるのではないかとということも考えています。これ以外にも推進するための仕組みというのがあるのかもしれませんが。その辺も含めて、また本日はない後ほどの議論になりますが、骨子を今後つくりますので、その段階でご議論、ご検討いただければというふうに思います。

(青木副会長)

今の項目も広げて、備えの所から、被害ができるだけ少なくなっていくようにしていくために、どういう工夫が要するのか、いろんな歴史的な蓄積だとかを踏まえてやっていく必要があるかと思えます。

(多賀谷委員)

20番の規定する方向の所で事業者とこう書いてありますね。これは個人、例えば農業をやっている人とか窯業をやっている人とか、そういう人も含んでの話ととらえてよろしいんでしょうか。

(事務局)

これからの定義をどういうふうに定義付けていくのかという所にも影響する話ですが、今の所事務局としては、そういう個人の事業者も含んだ形で規定をしてはどうかと。本日資料5の中で、事業者という定義をつけてはありますが、その中では事業を行う法人ならびに個人事業者ということで定義付けをしています。事業者という言葉が出てくる所でまた、別途の議論をいただければと思いますが。

(青木副会長)

事業継続計画といってBCP、ビジネス・コンティニューティー・プランというので、こういうのが何度か議論の中で出てきたと思うんですが、こういう保険の問題だとか、いろんなスーパーの備蓄問題だとか色々あると思うんですけども、そういうのが高知の津波だからこうだというようなことを想定したものを、どこで誰がどういう形でつくるものなのかという辺りは検討する課題はあるかと思えます。計画の中に盛り込むだとかということもあろうかと思えます。いかがでしょうか。

19の所で出てくるのなんかは、何回か意見、これまでも出てきましたけど、いろんな寝ているときに起きる場合もあるし、学校だとかという所でもあるし、いろんな事業所で働いているときに地震が起きるかもしれない。そういった関わり方というのは色々複層といいますか、多層的に関わると思うので、そういうものがそれぞれの生活時間、生活空間の中でそういう対応策というか、備えができるようにつくっていかなくちゃいけないものだと思うんです。そういうのをそれぞれ条例に盛るわけにも

いかない。すべてあらゆる地域でとか、あらゆる場所でだとかということになるかと思いますが、そういう中で防災意欲を高めていくというか、蓄積していくということは、盛られることが必要なんだろうなと思います。

(多賀谷委員)

22番に行動計画というのを書いてありますけれども、これは要するに条例をつくって、それを具体的に進めるための細かい活動を計画的にやっていきたいと思いますという話だと思うんですが。この辺また後で議論があるかもしれませんがこの辺はこういう項目を考えていきたいと思います、やりましょうという大まかな話なのか、細かいことまで言うのか、またそういう議論はまた別にあるんですか。

(事務局)

行動計画についてはちょっとまだ事務局の中でもどんなものにするのかという議論が十分煮詰まってないんですが、ただ条例の中に盛り込むとすれば、なかなか具体的な内容まで条例の中に盛り込むということにはならないでしょうから、総合的、計画的に推進するための位置付けとして行動計画を置くということ、その計画の中で具体的な内容であるとか、あるいは目標を掲げられるものは目標を掲げていくというふうなことになるんじゃないのかなと。ただ、その行動計画をつくる主体が誰になるのか、県が一方的につくっていいのかなのかどうかという部分も恐らく出てくると思いますので、そこは今後事務局の中で議論をしながら、一定検討会で議論していただけるものをまとめていきたいというふうに思っています。今の段階ではそれぐらいしかお答えのしようがないです。

(青木副会長)

なければ一応洗い出しというか、項目の整理ということは終わりにしたいと思います。

ここから今日の最初に言いましたように条例骨子、条例化に向けての本格的な議論がいきます。

(土居委員)

第1からたたき台で22項目挙がってきている中において、条例を規定する方向ということで、自主、自助とか公助とか共助という言葉がずっと出ていますけども。基本的に公助というふうになってくると、県または市町村の組織を挙げて取り組んでいかなきゃいけない内容が、多分公助の部分で出てくると思うんですね。ここの所、県そのものが、いろんな各部署があると思いますけども、その部分でこうした出てきた内容を災害時にどの課がどういう指導をするのか。どの課がどういうふうな情報を流し、どういうふうな対応をするのかという公助の部分の内容、この問題と、それから自主、自助または共助という、ここの所、民間のやらなきゃいけない内容と大きく分かれてくると思うんですよ。そこの所のめりはりがある程度つけていかなきゃいけないんじゃないかなということを考えています。行政のほうはこういうふうにとらえていきますか。

(事務局)

先ほどご説明も一定させていただきました、行動計画、行政の計画と仮に位置付けるとすれば、その中で例えばどの課がいつごろまでに何をするのかということが、しっかりと明記されることになりまして、これから先に向かって何をするのかということになってくると思います。

それと一方で地震が発生した応急対策については、やはり初動が大切ですのでどの部署が一体何をするのかという所も併せて整理をする必要があるのかなと思っています。それについては県の中で地域防災計画と色々な計画がある中で、十分役割分担ができてない、それからまだまだ役割が整理できてないという所も少なからずあると思います。そこについては、例えば応急対策の活動計画的なものをつくるとか、そういったことで役割を明確にして、応急対策がすぐに対応できるという組織にしていかなければならないのかなと。ここは条例ということではないかもしれませんが、そういうふう

うに特に地震発生してから後、県としてどこの部署が責任を持って対応するのか、横の連携はどういう連携が必要なのか、こういったことはしっかりと計画づくり、あるいはマニュアルづくりをしていく必要があるのではないかと今、内部で議論をしている所です。

休憩

(青木副会長)

それでは時間になりましたので、再開したいと思います。ここから、資料3の、具体的に骨子案の検討に入ります。段階で見ると高知県の場合に骨子案から条例案という2段階になっています。

事務局の方で用意してもらっていますが、これは幹事会で一定話もしている部分でもありますので、単に事務局というだけではないということです。私のペーパーも資料6に入れさせてもらっています。

最初のころにありましたように、一つは名称ですね、資料3では南海地震対策推進条例という、南海地震条例が地震対策推進条例という名称が仮称で出てきたりしていますが、こういうのが条例の目的を名は体を表すわけという意味もあって、どういうふうになるのか、これがいいのかどうかということで行きつ戻りつではないですが、条例に盛り込むべき項目が固まってきたら、また名称だとか、基本理念だとか、趣旨だとかという所にフィードバックしながら、やりとりを3、4回これからやる中で確認をしていながら、前に進んでいきたいと思っています。

最初に条例というものになじんでおられる人はそれほど多くないと思いますので、一定の条例案をつくっているということに仕上げていくことでの、条例作成の心得ではないけど、最初踏まえておいたほうが良いような所をご説明いただいて具体的な中身の所に入っていきたいと思います。

(事務局)

それでは資料3の骨子の体系についてご覧ください。先ほど、青木副会長のほうからもお話がありましたように、条例の名称につきましては、条例の趣旨とか基本理念とかそういう所を一定議論する中で、条例の名称を決めていきたいなど。今の段階では南海地震条例と言ったり、南海地震対策推進条例と、二つの紛らわしい仮称になってますが、そこはこれから中身を検討する中で、後で一定名称を決めていきたいというふう考えてます。

まず、骨子の体系についてですが、先ほどご検討いただきました条例に盛り込む内容とその方向、このテーマがこの表の左半分になっています。1から10ということで、それぞれ項目が挙がってきております。ここも一部修正することもあるのかなというふうに思いますが、それを条例の骨子という体系にしたものが右半分になります。左右見比べていただきますと、違う点というのは条例で必要な項目である趣旨、定義、基本理念、権利、責務、役割といったものが右にはあります。

それからあともう一つは条例に盛り込むテーマの中では、例えば6番、孤立に備える、耐える、こういった項目が入っておりますが、骨子の体系になったときにこの項目が無くなっています。これは孤立に耐える、備えるという対策そのものが不要でないということではなく、非常に重要なテーマですが、条例の文章を考えていくと単独の項目としてまとめていくのはなかなか難しいではないかということで、今の段階では孤立に耐える、備えるというテーマについては、必要な対策であるけど、他項目の中に溶け込ませて表現してはどうかということで、現時点では省いているということです。これも今後議論していく中でやはり、こんな書きぶりができるんで単独の項目として設けたほうが良いということであれば、その時点でまた検討していきたいというふうに思います。

中身の作り方について大まかに言いますと、項目の下にある丸数字が条文になると思っていたければいいと思います。この数だけ条があるということになるかと思えます。例えば右半分の6の大津波から逃げる、骨子の体系からいうと六つの条ができていると。条例に盛り込むテーマを議論したときには二つぐらいだということですが、実際に骨子の案をつくっていく中でこういうふうな形で区分分けをしています。事務局のほうでたたき台を作成する作業がござりますが、つくっていく中で

もこの項目が増えていくということもあろうかと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

体系の構成について若干ご説明させていただきたいんですが、先行して地震条例を定めています六つの県と違いが若干ございます。1の趣旨から4の権利・責務・役割までのいわゆる総則の部分で言うと、他県においては基本理念というのが地震条例の中では設けられておりません。ただ、本県では設けてはどうかというふうに考えております。これは後ほど、この部分の案の説明と併せて基本理念の所でご説明をさせていただきたいと思っております。また、5の「揺れから身を守る」から後13という、いわゆる各論の部分でも、他県のほうでは予防・応急・復旧・復興という各段階で行う対策を時系列で並べていますが、本県では、揺れや津波、火災といった南海地震で発生する災害事象、それから地震が起こった後どういう状況が起こるかという事象別に構成をしてはどうかと考えています。

この事象別に構成をした場合、メリット、デメリットというのがありまして、まずマイナス面から言いますと、条の数が多くなるということが考えられます。例えば自主防災組織や事業所が火災や津波の避難訓練を行うということを条例に書くとすれば、例えば時系列であれば予防の段階でまとめて条文にするということになります。また、事象別にすると、火災や津波、それぞれの項目で訓練を行うということが出てくるってということになります。ただ、これまでの検討会でも主に事象別に八つのテーマに分けて、テーマごとに地震発生時、応急・復興段階、備えの段階、復興の段階の順で検討してきましたように、事象別にまとめたほうが地震発生時や応急・復旧段階でどういったことが起こるのか、そのためには備えの段階でどういったことを行わなければならないのか、そういったことが関連付いてイメージしやすいのではないかと、また県民の皆さんにとってもイメージしやすく必要性が理解されやすいんじゃないかと思っております。このため本県では、今の体系では、事象別にまとめるという方法を取っております。

この体系や項目や表現は、あくまでもこれまでの議論を踏まえて、現時点で整理をしたものでありますので、今後具体的に骨子の内容を検討する中で適宜、追加や修正をしていくことを考えております。

(青木副会長)

資料4で切ってやりますか。なかなか分かりにくいんじゃないですか。

(事務局)

それでは引き続き資料4の条例の性格等についてご説明をさせていただきます。

この資料4の内容ですが、直接的に条例の骨子ということではないんですが、骨子を検討する際に整理をしておかなければならない項目としてまとめております。また、県民の方に公表する骨子をまとめる際にも、骨子の前の導入部分として条例の性格をどんなに考えているのかとか、また骨子にある項目とかその内容はどのような視点から考えているのかといったことを県民の方に理解していただくためにも、この項目を記述してはどうかと考えています。また、導入部分については条例の必要性などについても記述してはどうかと考えていますので、これにつきましては後日、案を作成して検討していただくことを考えています。

まず条例の性格と位置付けについてご説明させていただきます。条例の趣旨や基本理念とも重なる非常に重要な部分になります。丸の一つ目についてですが、これは検討会でも条例の位置付けに関連をしてこれまで議論してきたことと同じ内容ですが、自助、共助、公助が役割を分担しながら連携して取り組みを進めていくための拠り所、行動規範となる条例としております。丸の二つ目については、これは条例の性格というよりは条例を推進することによって目指すべき理想の姿といったほうがいいのかもかもしれませんが、自助、共助、公助の主体的な取り組みを県民運動として広げることによって、震災に強い地域社会づくりを進め、生活や仕事、教育の中で防災文化として根付かせていくことを目指した条例というふうにしております。

この県民運動という言葉については、国が地震対策を国民運動として進めていくという考え方を打ち出していますので、このことを踏まえております。県民運動として取り組むことで震災に強い地域

社会をつくっていくという目標だけではなく、以前検討会で防災文化として根付かせていくための条例であるべきではないかというふうな意見もありましたので、このことも理念として持ってはどうかというふうに考えております。

丸の三つ目は、これも条例の性格というよりは条例の位置付けに当たるものですが、予防だけではなく地震発生後の応急から復興までの基本的な事項を定め、その内容は理念だけを盛り込んだ宣言的な条例ではなく、取り組みの目標となる理念や、理念を実現するための仕組みなどを盛り込んだ総合的な条例として位置付けをしております。また、本県の防災対策の基本となる地域防災計画を実行していくための仕組みや役割を定める条例としても位置付けられるものとしております。

次に、条例に盛り込む項目と、その下の条例の内容の検討に当たっての留意事項についてですが、これはこれまでの検討会で検討したものと重なりますが、再度確認する意味からここで整理をしております。条例に盛り込む項目の についてアンダーラインが入っておりますが、この部分は以前は県民の皆さま、事業者等に役割や理解を求める、役割や理解を求めるという表現をしていたのを、必要性や仕組みについて理解を求めるというふうに表現を改めています。なぜ改めたかということ、役割については 書かれているので表見的に重なる部分があるということで、表現を改めさせていただいています。そのほかについては、これまで検討会で議論をして整理したものと変更がありませんので説明を割愛させていただきたいと思っております。

引き続き資料5の説明をさせていただきます。資料5では条例の趣旨や基本理念などを整理させていただいております。先にお話をさせていただいた、資料3の骨子の体系と併せてご覧をいただきたいと思っております。これからは骨子の内容の部分に入りますが、条例の体系に沿ってまとめております。通常、条例になったときにこの趣旨の部分が第1条、定義の部分が第2条、基本理念が第3条といったようになります。この順番で記載をさせていただいております。

まず1の趣旨についてですが、この条例は南海地震による災害から県民の生命、身体および財産を守ることを目的に、予防から地震発生後の応急・復旧・復興までの対策を総合的かつ計画的に行うため、県、県民および事業者等の責務や役割を明らかにするとともに、震災に強い地域社会の実現を目指してお互いに連携しながら効果的な南海地震対策を推進していくために必要な基本事項を定めるものというふうにしております。これは先ほどご説明をさせていただきました条例の性格をまとめたような表現になっております。

2の定義について、用語の意義をここで定めませんが、複数の骨子にまたがる用語について定義にまとめることとなりますので、今の段階では五つの定義付けをしていますが、今後骨子を検討していく中でこの定義も増えていくということになるかと思っておりますので、その都度ここは追加をしていきます。具体的な定義の内容の説明については、骨子の検討に合わせて行いますのでここでの説明は割愛させていただきます。条例をつくる流れとしては、趣旨があって定義があって基本理念があるという流れの中で定義をとらえていただければと思います。

それから3の基本理念ですが、先ほどもご説明をさせていただいたように先行して他県が制定した条例では基本理念という項目がありません。本県では南海地震対策に取り組む基本的な考え方を基本理念という形で定めてはどうかというふうに考えております。これまで本県の南海地震対策の基本的な考え方としてきました、自助、共助を基軸、それから連携と役割分担、この二つを条例の基本理念でも定めてはどうかというふうに考えております。

ここに四つの基本理念を掲げておりますが、この(1)から(3)がこれまでの南海地震対策への基本的な考え方を踏まえて作成をしたものです。(1)については、これまで検討会で自分の命を守ることは権利だというご意見もありましたので、その考え方を基本理念に取り入れています。ただ、権利の面だけを書くと、権利を主張し、共助や公助が主体で自助は支援を受ける側というふうに受け取られてしまいはしないかということで、表現としましてはここに記載するように生き抜くことは自らの権利であり、安易にその権利を放棄すべき、あきらめるものではないと認識する一方、その権利は自らで守らなければならないという自覚に基づき、自助の取り組みを進めること、というふうにしてお

ります。(2)では、それぞれの人の生き抜く権利を守るという視点から共助について書いております。(3)では、こうした自助、共助の取り組みを公助が支援をし、保管することを基本において様々な立場の方が役割を分担し、お互いに連携して取り組んでいくことを書いております。自らの命を自ら守るという部分を権利の側面で(1)で書く。(2)ではそれを守るという視点から共助について書いています。(4)については条例の性格の部分とほぼ同じ内容ですが、この目指すべき理想の姿を基本理念として掲げてはどうかと考えています。自助、共助、公助の取り組みを県民運動として広げていくということだけにとどまらずに、防災文化として根付かせていく必要があると考えております。

防災文化という言葉については、文化財を地震から守るという意味ではなく、例えば家を建てるときには家具を備え付けにしたりとか、また家具を買うときには家具を必ず固定をしたりとか、あるいは仕事の中で日ごろから高齢者の方に接するヘルパーさんであれば、家庭の中で地震の揺れで倒れるものはないか気に掛けるといったように日常の生活や仕事、教育の中で地震の被害を減らす意識を持って取り組むことを当たり前とする社会、こういったことを意味するというふうに考えております。この基本理念の部分では特に県民の権利をどのように表現をするのか、また基本理念に防災文化という考え方を取り入れるのか、といったことがポイントになるのではないかとこのように思いますので、ぜひ十分にご議論をいただきたいと思っております。

次に、4の権利・義務・役割ですが、この中で1、2、3、4、というふうに丸で打っておりますが、通常の条例の構成は、県の条例であれば県の責務が先にくるということですが、先ほどの基本理念とも関連をする部分ですが、自助、共助の取り組みを基本に置くという考え方から県民、事業所、県、市町村の順で作成をしております。

まず、県民の責務では自助の取り組みとして南海地震に関する知識の習得や予防対策、自らの判断による危険の回避などを行うよう努めること。共助の取り組みとしては、日ごろから支え合うとともに自助の取り組みが行動に移されるよう、お互いに啓発し合い地震発生後には助け合って避難や救助、避難生活などを行うよう努めることと書いております。

事業者の責務では南海地震を視野に入れて事業活動を行い、地震発生後に事業所内の人の生命および身体の安全を守り、自らの事業の継続や雇用の場の確保をし続けることは、自らのためのみならず社会的責任であるという自覚に基づき、その取り組みを行うよう努めることと書いています。社会的責任であるという自覚に基づきというのが重要なポイントになってくると思っております。

また、県の責務では自助、共助の取り組みが促進され、継続して行われるよう市町村や国等の防災機関と密接に連携し、その取り組みを支援するとともに自ら行う社会基盤の整備や専門的な応急救助活動などの取り組みの計画的かつ総合的な推進に努めること、また、震災に強い地域社会づくりを実現するため、市町村等と連携して防災力を高める人づくりや日ごろから支え合う地域づくり、ネットワークづくりの支援に努めることと書いております。

あと、市町村については責務ではなく役割としております。これは地方分権に係る地方自治法の改正によって、県の条例において市町村の責務が記載できないため、市町村の役割というふうにしております。また、あとの骨子の部分では実際には市町村が主体に行うものもあるんですが、条例の中では「市町村は」という市町村を主語にした表現ができませんので県や県民の立場から市町村と連携をするという表現になってしまいます。このため、市町村にも地震に備えるための条例をつくっていただき、市町村自らの責務を定め、取り組んでいただきたいというふうにも考えている所です。

市町村の役割ということでは、基本的な地方公共団体として県、自主防災組織、ボランティアなど、地震防災に係る機関と連携して当該市町村の地域や住民の生命、身体、財産を地震災害から守るための施策の推進に努めることを書いています。この内容については、災害対策基本法で規定されている市町村の責務の範囲で書いております。これ以上を書くというのは県の条例では難しいというふうなことになります。

この4の権利・義務・役割、この部分はこれから骨子を順次検討していく中で非常に重要な項目をこの中に盛り込んでいくということになります。ただ、あまり細かくなりすぎないように細かい具体

的な取り組みについては、各論の部分で書いていってはどうかと考えています。また、今の所基本理念の中で書かれたような県民の権利といったものは、この権利・責務・役割の中では触れておりません。これは基本理念と権利というものの表現がどうしても重なるということもありますし、県民は自分の命を守ることが責務ではなく権利であるという表現も、地震対策での県民の役割を考えたときに適切なのかなという所もありますので、現状では県民の責務ということで書かせていただいています。この部分についても、基本理念と関連して非常に重要な部分ですのでご議論をいただきたいというふうに思います。

(青木副会長)

はい、ありがとうございました。

一度に示されても全体像がなかなか分からないと思います。役員会のときに出したペーパーを本日資料6として出させていただいているので、説明させていただきます。

南海地震条例について先行条例を読ませてもらったり、この検討会で地震対策というものについてはどういうことが必要なのか、条例という形の法律で規定する場合に対策としてやっていく場合には、法律という一定抽象化といいますが、類型化したり抽象化してしまうので、そのめりはりというか、構造が見えなくなってしまうことがあります。今までの先行条例は自助、共助、公助にしても、それらがどういう関係になるのか、自助というのは具体的に何をすることなのかとか、共助というのは誰が何をどういうふうにするのかということなどが、まだ直接関わっている方は分かると思うんですが、県民のものになるには相当にかみ砕き、かついろんな経験を言葉にする必要があります。自助、共助、公助となるんですが、こういう定式化がされていることについて、これを具体的に県民が使って、自分がその当事者としてやっていくにはちょっと分かりやすく位置付けをしてあげる必要があるんじゃないかということを思っていました。

もう1点は、私のメモの1の所ですが、前回の12月のときにも話したんですが、南海地震に対する国の法律や、高知県にも色々な地震ではない災害に対する条例等は色々あるわけですが、そういうのがどういう関係になるのかということを整理することが求められています。そうした場合に南海地震条例というのは多分、従来10年ぐらい前ですと、公共事業関係がメインだろうと思います。今の議論などで言えば「命を守る」ということでは、例えば土居さんの所、日赤なんかで言えば、広い意味の福祉ですよ。

そういう中で、それぞれ入り組んでいる中で南海地震条例はどの辺をポイントというか、軸に据えていくか、つくるのかということは一定合意取っていったほうがいいかと思います。それが南海地震条例の目標、目的というものに結び付きます。

2番目の所は、3とも関わるんですが、条例は従来は国で法律で決まったものを地域レベルで実施するような施行細則というか、法律の細則のようなものが多かったんです。税金だとか、権利規制または県民の財政を負担させるような根拠のときには、条例主義と言われますが、条例が不可欠です。そういうのと併せて今回のでいうと、諮問というか、検討会の出発の所から公助がそんなに出るわけではない、たくさん困ったならば県から復興資金がたくさん出てくるわけではないというようなことも含めてですが、そういうのからすると自分たちでやっぱりきちっと、防災というか命を守って生き永らえて、生活を自分たちでつくってくということの仕組みを支援、みんなでやっていくルールであり、かつ行政が、県がそれをどうやって援助するか、支援する仕組みをつくるかというようなことからすれば、権利設定といいますが、役員会で言ったら事務局の方でかなり取り入れて書いてくれるんですが、命だとか生活だとか財産だとかっていうのをやっぱり人権というか、そういうことを出発にしていく必要があるんじゃないでしょうか。どこを起点に条例という体系をつくっていくか、やはり一人一人の個人が、県民が自分の命、財産、家族の命、暮らし、財産を自分たちで、自分たちのものであると、私のものを自分で確保するという意欲がまずなかったら、最初の会のころに土居さんも言って、私はいいですからというような命を、天災なんだからもう他人に迷惑かけたくないという

形で自分の命を軽んじるという文化はなじまないのではないかという辺りが大事だと考えます。

そういう意味から言うと、先ほど事務局からありましたけど、僕自身は権利設定したっていうのは自分の命や暮らしや生活、財産に対して権利を向けるんであって、行政や近所の人を恨むような形で権利を主張し、そういう権利を保障してくれなかった行政や隣の人を恨むという意味じゃなくてね、自分の命を大事にするということを出発にしていく、それを認め合う、尊重される、する意識をつくってかなきゃいけないんじゃないですかという意味でこういうことを書きました。

それで、先行条例を見ると、県民の責務として、命を守ると言われています。イラクのときにありましたけれども、自己責任みたいな形で取られる危険性があるのでそれは避けたほうがいいと思います。だから条例で規定すると、命を守るのはあなたが自分で守るもんなんですよっていう自己責任論みたいになってくるといことは、この条例は、参加する一人としてよくないんじゃないかなというようにことです。裏側の所で書いたのは、条例で自助を県民の責務または義務付けとして書くのは、出発点としてはやっぱりおかしいんだ、と思っていました。

あと、先行条例との比較で、ここから先はあんまり自信がないんですが、先ほどの事象別か、それともずっと整理してきたような発災時から復旧・復興に流れていく形の他県のような条例の仕組みの書き方もあるけど、やっぱりメインは自助がどういうものであって、自助、自分の命を自ら生き抜くということのポイントに置いた条例でもいいんじゃないかなということも思ったりもします。先ほどの揺れと地震と火災という所から入ってそこをポイントの一つ置いて、復興のは違う体系をつくってもいいんじゃないかなというように思ったりもしています。その辺はどっちがいいか、条例の体裁というのと、あと意識しているのは県民が使えるというか、県民がこれを理解していると、実際に起きたときまたは備えのときに分かりやすい条例にしていくという視点が、僕としては大事ななという思いから、こんなメモを出しました。体系的にはシンポジウムときも林さんが仰っていましたが、議論した結果みんながどういう合意をとっているかで、他県と似たようになるかもしれません。

予定では、僕は1月からこういう議長をやらなくても済むから、かえって素人で法律をやっている人間から岡村会長にこういうのをぶつけていく発言をすれば、皆さんにも、議論もより前に、一歩でも分かりやすくできるかなというんだったんです。こっちからこういうメモを渡したので、かえって議論をしにくくなったら申し訳ないんですが、議論だとか、条例というのをつくっていくときの取っかかり、皆さん何かこだわりがあると思いますのでどんなイメージでしていったら県民が使いやすく、生きたというかものになるかということで、少しずつ議論を数回させてもらえればということで、提案させてもらいました。

その後に骨子案、文案検討票ということで、それらを体系的にそれぞれの方に検討していただくということになるかと思えます。大まかな1回目です。こんな所で違和感というか、すっと入らないなとか、疑問だとかを出してもらいたいと思います。

(半田委員)

全体的によく分かったんですけど、少し質問をさせていただきます。県民運動という言葉がたまに出てるんですけど、県民運動っていうのは何ですか。県民の活動ですか。

(事務局)

ちょっと言葉足らずかもしれませんが、定義があってというわけではないんですが、よく国が国民運動という言葉を使っている分野で使っています。地震対策というのはそれぞれの主体、公助であったり、共助であったり自助であったり、県民だけではなくそれぞれの与えられた役割を主体的に取り組んでいくという役割があります。それを一部の人間が取り組んでいくのではなく、県全体で取り組んでいく、広げていくというイメージで県民運動をとらえています。

(半田委員)

県民運動というのがあくまでも民の運動というイメージが強かったので。自助、共助が中心となってそれを公助が補完するとか、実際に地震が起こったときには自助、共助がやっぱり命を救うとか、いろんな問題で大事でなかなか公ができる部分っていうのは少ないということは理解しています。しかし、あまりにも公が裏に隠れすぎているんじゃないかなというイメージを持ちました。もう少し、ともにすすめるとか、官民協働みたいなニュアンスがないと、県民の方からしたら不満を持つのではないかと、何かあまりにも隠れすぎでないかというイメージを受けるのではないかと思います。その辺りどうなのでしょうね。他の委員の皆さんは、どう感じられたでしょうか。県民運動という言葉も、国体や障害者国体の際に使った言葉であり、あくまで民間、県民の活動のことを県民運動とイメージするので、官はその県民運動の中に入っていないんじゃないかなというように思ったんです。官も含んだ県民運動だったら構わないですけど、印象としては民のイメージですよ。

(青木副会長)

今の半田委員の話では、言葉の問題と実態というか実質の問題と二つあると思います。県民運動というのは、そう言いつつ行政が出ていったら対立するものではないけど、県だとか行政というのは裏から支えるという意味で使われるときもありますよね。県とは独立した県民運動という形で使われることがあるから、その問題と実質の問題のほうも隠れすぎではないかという。シンポジウムするときだとかで、要するに条例をつくったら何を県はしてくれるのか、期待というか依存心も過剰な依存というのもあって、僕なんかのにわか勉強でいえば、それはこの検討会では公助がすぐ役立つものじゃないということがはっきりしています。ほぼ定式化というか、教訓として命を守る部分でも公助は小さい。役員会の時、僕はあれと思ったのは岡村会長が命を守るという部分に限ったかどうか分からないんですが、7:2:1って言ったんです。7が自助、2が共助、1が公助という言い方で。その数字が独り歩きしたらまた問題になると思うんですけど、そんなイメージだという言い方をされたのです。

(半田委員)

地震が発生したら7:2:1だというのは分かります。しかし、この条例は、事前の取組みも含めた様々な取組みに関することを定めた条例だと思っていますので、行政側の事前の取組みの推進の部分を含めても7対2対1でよいのでしょうかね。

(青木副会長)

それはいろんな教訓、経験を踏まえながらこの条例では、あまりそれだけ独り歩きしても問題です。そういうこともあって私はさっきの例えば発災時から命を守るという部分では、7が権利として自分が生きたいという思いが強く求められる。自助、共助、公助が、いつの時点でどういう組み合わせになってきて、どういうふうにしていったらそれぞれの生活復興が成り立つように、自立ができるようになるかを確かめたいと思っています。そうして具体的には構造化して、マニュアルをつくったり行動計画をしていくべきだと思うんです。この時点の自助というのはこういう意味、地域によっても変わってくると思います。半田さんが出された問題について、ほかの方のどうですか。公助が引っ込みすぎという印象を受けたかどうか辺りはいかがでしょうか。

(上田副会長)

県民運動というのは、僕は基本的に県民自身の自助とか共助の意識を根付かせることが一番の目的、考え方だと思うんですよ。例えば、全国防犯運動とか交通安全運動とか、それから社会を明るくする運動とか色々ありますよね。この主体はあくまでも県民組織がやって、それを援助、支援、サポートする形で公がその中へ一部入っている。ですから考え方は公が隠れるということは実態としてはないと思うんですよ。なぜかといいますと、県も自治体も県民の命と財産を守るのが一つの使命ですからね、それが抜けることはあり得ないと思います。だからそういう意味では、あまり心配する必要

はないんじゃないか、それと先ほど週間運動にするか旬間運動にするかとか、そういうような具体的な話が出ておりましたが、その辺は実行の計画の段階で十分に機能できるんじゃないかと考えます。

それからもう1点、先ほど青木先生のほうから生き抜くことが権利であるというのを、それを基底に置くというのは話が出ておりました。確かにそれはそうだと思います。生き抜く力を持ってもらうためには、それが自らの権利ですよということを訴えるのは、それは非常にいいことだと思うんです。

ただ、県のほうの基本理念の所で(1)、(2)と書いてありますが、非常に僕は苦労されていると思うんです。権利としてそれが法的にはっきり認められる形で定着しますと、皆、人はそれぞれ今でもそうですが、自主防災で公的にこういうことをしてほしいという要求がいっぱいありますよね。そうすると、根底にそういう考え方を持って、自分が生き抜くという場面ではそれは非常に重要なことですが、そうするとそこからさらに問題が派生する形で自分の生きる権利を自分が守れないときには行政なり、あるいはそういう活動する団体なりが守ってくれなければいけないんじゃないかというような形で出てくる可能性はありますよね。考え方として、人は色々ですから。そこで(2)で、例えば共助までを基本理念に入れて、公的な所はすぼっとのけているのは、そういったことも苦慮されているんじゃないかと思うんですが、その辺どうでしょうか。ここは非常に気に掛かる所です。

(事務局)

基本理念については、あくまでもその基本となる項目ですので、最初はこの基本理念をつくるときに例えば県民の方の役割、それから県民以外でも自助の部分でいうと事業所もありますので、事業所はこうあるべきではないかとか、県はどうなのかとか、この基本理念にずっと並べていくということもちょっと考えていたんですけど、やはり地震対策の基本となる所は今、県のほうで県の地震対策としては自助、共助が基軸という部分、それから連携と役割分担、この二つの基本的な柱立てで進めていますので、やはりその基本理念というのは二つの柱立てを表現すべきではないかということで、県の役割が全くないということではなく、この中で自助、共助という部分でいうと県民の生き抜く権利ということに絡めて自助の取り組みを書く。その生き抜く権利が守られるようという事で共助の取り組みでは書くと。県の役割はというと(3)にありますように、県民の自助、共助の取り組みを公助として支援をする、補完をする。当然、自助、共助だけでは賅いきれない所があるので、そこは補完をする。それから自助、共助の取り組みが促進されるように支援をする。これを基本に置いて、それぞれ連携と役割分担をしながら取り組んでいくということ。そういう基本的な二つの考え方を基に後はそれを県全体の取り組みとして広げていく、そして防災文化として根付かせていくというもう一つの考え方、これをプラスしたというふうに理解をしていただければと思います。県の責務については、後の4番の所で県はこんなことをしなければならぬというのをちょっと書いています。

(上田副会長)

そのことはよく分かるんですが、自助、共助を支援するという県の役割、それは分かるんですが、生き抜くことを県民の権利と定義したときに、自助、共助の中に前提として、県民が生きるのは権利ですよということも含まれた上で支援するというように理解していいんですよね。先ほど私が言ったようにあと、権利だからということで県の行政のほうに何らかの義務があるんじゃないかという問題に派生してくるという懸念、それでもいやそれは当然そうしなければならないというのであるのか、その辺をはっきりしておかないと何か今ちょっとあいまいになっているような気がします。

(多賀谷委員)

今さっきからの議論なんですけれども、やはり基本的に公助とか共助とか自助とかそういう言葉は非常に、こう、分かりやすいんですね。理解しやすい。要するに自分が何をやるべきかということが分かりやすいから使われている言葉じゃないかという理解もできると思うんですよ。基本的なものは何もそこに線はないはずなんですよ、本来。あつたらおかしいと思うんですよ。そういう理解をす

るならば、これはこれでいいんじゃないかなと。何もそこで線を引かなくていいんじゃないかという感じが私はしております。それがまず一つと。具体的な行動計画に移ると、多分後ろに隠れているということはなくなってくるのではないかなと思うんですよ。実際に細かい具体的な話になってきますよね。その辺りになると皆さん多分、本音の議論というのが必要になってくるというふうに、シンポジウムのときも言いましたけれども、そういうことじゃないのかなあという気がします。

それから、これを見せていただいて、要するに事象別にやるということはある意味では分かりやすいんだけど、実はそれがなぜということになったら分かりにくい部分も多分かなり出てくると思うんですね。やはり時系列のほうが分かりやすいんじゃないかなあという気がするんですよ。その辺の所はいずれそれなりの、やはりこれも行動計画の一環としていろんな手を尽くしてやればよいということで、インパクトがあるという意味ではこの方法がいいと思いますので、取っつきやすいといいですかね、そういう意味ではこのほうがいいと思いますんでこれはこれでいいのかなあという気が私はしました。それが一つと。

それからもう一つは、ここに防災文化とか県民運動という言葉が出てきていますので、そういう意味合いで我々が全体として皆さんいろんな所からいろんな声を出して盛り上がっていきましょうよという意味の話かなあというふうに受け取るならば、非常にソフトでいいんじゃないかという感じが私はします。何しろこれだけ意識が低い中で物事を進めようとする、性急なやり方というのは基本的に無理が生じるだろうと、いずれ乖離（かいり）してくるんじゃないかなあという気がしますので、その辺も気をつけながら条例づくりをするほうがいいんじゃないかというのが印象でございます。

（青木副会長）

一息入れて頭をリフレッシュして、また議論を進めましょう。

今、多賀谷委員がおっしゃったようなことで、各委員から意見はぜひいただきたいです。感想的なものを含めて結構です。全体で条例ってのが出てきたら、今度は読み手、県民として、使い手として、利用者としてどんなふうに受け止めるかという印象も出していただきたいと思います。

45分から再開ということで10分休憩します。

休憩

（青木副会長）

お手元に朝日新聞の切り抜き記事が配付されています。ちょっと引っ掛かっている部分というのは、この取材して書いた記者は県民に行政が努力を強いるというか、責務にすると、自助を押しつけていくというふうに反発があったということもあったようです。だから自助を県民の責務と、住民の責務ということへの違和感を持っている人がいるということも間違いない。その辺自助というのはどういう中身なのかということが、まだ分からない部分があるんじゃないですかということです。消火器の設置だとか、火災訓練参加ということに自助として共助に参加していく責務なんていうのも同じ責務なのかどうかということについては問題なかなあということも若干触れていると思います。その辺、具体的に個々の県民から見たら何をしてくれるのかということが強く出てきます。シンポのときにも県は何するんだとか、条例で県が何をやるかということとはどこまで書くんだということも、発言の中でも繰り返し出てたりしてました。その書き分けについて基本理念の所で事務局がつくってくれたものと上田さんから疑問というか、仕分けですね、要するに法律の難しい理屈でいえば、自然権みたいなものとしてやる部分と、請求権と言いますが、単に外へ向かって請求する権利というようなのを区別する基底的権利と請求権なんて分け方する人もいます。基本的にはそんな所をこれから検討していきます。印象的な所でいいと思いますのでご発言お願いします。全体の中でももう少しイメージを変える提案をしていましたのでそれも皆さんどうでしょうか。あとは区分です。先ほど事象別に入っていくということでのメリット、デメリットがあると思いますと言いました。多賀谷委員は事象別で

入るというインパクト性があると書いていました。それが時系列というやり方もあるとは思いますが。

条例を作成していくときの技術的に超えられる部分と、煩瑣になって分からなくなる場合で、新しい条例をつくるのに複雑怪奇で読むのに一苦労の場合もあり、または実際にやってくときに解釈だとか、使う段になったら混乱が起きるような条例というのは避けたいわけですから、そういうのも含めて。先ほど終わって、休憩をとってからのでいうと、頭の中で覚えていたのは、前に2回目ぐらいのときですかね。揺れから身を守るというのについて土居委員のほうからこれはやっぱりどうかと。僕自身も法律、条例にこれをこういう形でっていうときに命を守るってというのは基本の所ではいいかもしれませんが、揺れから身を守るというのをどういうふうに定義、受け止めたらいいのかがちょっと法律用語としては、条例の用語としてはどうかなあという気持ちがあります。これで何を、法益って言いますが、これによってこの条例で揺れから身を守るというコアの法益、法律で守ってあげないといけないものは、保護されるべきものは何だろうかということについては、まだすっとは入らない、定義が要るかなあという思いを持っています。

色々それほど固く考えずに全体像でも細かい所でもいいですので印象、感想、提案含めて意見をお願いします。今の身を守るって所からいくと5と9の関係なんかもね、なかなかややこしいなあという所ありますね。身を守るってほかでも使っていますからね。7番も身を守る。8項目での類別も身を守るって。身を守るというのはどうやってどこでどう定義するかっていう辺りもちょっとあります。ボランティアだとかそういう実際の防災活動での県民が、当事者が使える用語でなきゃいけないし、支援だとか命を守るだとかっていう活動する人とも共通言語というか共通の用語、イメージできるものをつくっていく必要はあると思うんです。共通化していくということは必要があると思います。

(半田委員)

身を守る部分と助ける部分はちょっと時間差があるという認識を持っていましたけど、違いましたかね。身を守る。ここで書いているのは緊急交通の確保とか応急体制、応急の部分でいかに命を助けるのかってというのが重要な所で、5、6、7ってというのは揺れているときにどう守るかっていうことの違いで分けているんじゃないかなと私は認識していましたが、違いますかね。

(事務局)

例えば応急危険度判定ということでは、二次災害、余震から身を守るっていう部分。若干、南海地震の直後ということではなく、その後の部分が一応含まれますが、大きく言えば先ほど半田委員が言われた整理になるのかなと思います。ただ、9番の命を助けるという所で、災害時要援護者の支援という所もありますので、ここは実際に揺れが起こっているとき、あるいは揺れが起こった直後、津波という部分もあるんですけど、要援護者をどういうふうに支援をしていくのかっていう所も含まれてくるのかなというふうには思っています。そのその整理の仕方ですが、主に5番の揺れから身を守るというのは、県民自らが揺れからどう身を守るのかというふうな所が主体になって、それが公助、共助でどう支援をしていくのかとかいうふうなことで、どちらかというと9番の命を助けるというのは公助あるいは共助が中心になってくるのかな。そこはちょっと並べてみたときに、ちょっとそこがおかしいということであれば入れ替えるということも考えていかなければならないと思います。

ただ一つ言えるのは、6の大津波から逃げるといふ所を実際につくってみて、実際には、地震が起こって津波が発生する、それにはすぐに揺れが収まったら逃げなければいけない、その逃げるためには何をしなければならないかという、事前の段階で避難計画づくりをしなければなりませんねとか、避難路とか避難場所をしっかりと整備していくとか、訓練していくというふうな所が全部関連付いてくるんですよね。それを予防の段階あるいは応急の段階と切っていくと、全体の相関関係が見えなくなり、ひいてはその必要性、なぜ津波避難計画をつくらなければならないのか、それへ参加しなければならないのかという所が見えにくくなってしまふのではないのかという所で、特に津波から逃げるという所は地震が発生したときに県民自らどういう行動しなければならないのか、そのために予防と

して何をしなければならないかとか、そういう部分がやはりどうしても関連付いてしまうという所がありますので、ここは項目別に分け、ほかは時系列に並べますという話になっても、なかなか今度は分かりにくい条例になってしまうのではということで、今の所は事象別で整理をしたほうがいいんじゃないかというふうな考え方をしています。ただ並べていく中で、どうも座りが悪い部分が個別には出てくると思っていますので、その段階では、ちょっとこれはこっちへ動かしたほうがいいよってという項目が出てくるのかもしれませんが。

(小野委員)

先ほども議論されていましたが、権利、責務、役割のことですが、これも言葉の使い方によってそれぞれとらえ方が違うということもあると思いますが、こういう大きな災害になったとき公助だけではなかなかできないということで自助、共助ということが重要になってくると思いますが、自助のほうを全面的に強く出されると、公助はじゃあ何をしてくれるかっていうことになると思いますので、自助は普段から努力を怠らないということで、それとプラス公助も今度県の責務という所にも出ておりますように、こういうことを謳ってくれていると私たちは安心できるんじゃないかなとそういうふうに感じています。

(武市委員)

私も感想としては、身を守るという中で具体的な目指す内容が書かれてあり、対応策も自助・共助・公助とそれぞれ役割が示されていると思います。9番の「命を助ける」という項目を見た時に、助けるというと確かに公助と共助だが、違う側面から見ると、助かりたいという言葉が連想され、自助がいるのではないかというのが個人的な意見です。

あと、理念が1番、2番、3番、4番と分かれている基本理念の所が、それぞれこうだという決めつけでは無く、ソフトな言葉を使って表現されているので、基本理念としてこれがすごく見やすいなという印象を受けました。以上です。

(青木副会長)

今まで議論してきた流れをこういう整理の仕方もありかなあということでの、一定の支持というか賛同ももらってるんだと思います。いかがでしょうか。

(土居委員)

5番ね。これが身体を守るでも、自己保全という言葉を使うんですけども、そういう言葉に置き換えても、最終的には、ここの5番の場合には各自、各個人が、要は2番、屋内における転倒等危険物の安全性の向上に努めることを希望するか、または、努めなければならないとか、後でちょっと出ていますが、言葉の重さですね。それぞれの内容にどういう言葉をつけていくのかによって、大きな流れがだいぶ変わってくるんじゃないのかなってことを思いながら見ているんですけども。ここの所が、要は先ほどの責務という所の部分と役割ですね。ここの言葉の重さという部分が、どう県民、市民に対してインパクト与えていくのかなというようにことを総合的に考えていかなければいけないかなっていうふうに思っています。以上です。

(青木副会長)

5の所を条文化したときには自助、共助、公助が絡んでくる部分ですが、これはなかなか微妙です。事象別で特に揺れから身を守るで、揺れから財産を守るわけじゃないから、その時点での、どういうふうを書くべきかは微妙です。復興期での、揺れで倒壊から財産を守るのとは違いますよ。この事象別、揺れ、大津波、火災っていうのはしばらく3日ぐらいとか、2日とか3日ぐらいの間の時間にここが大事だからというので絞ってくるのですか。その中での自助、共助、公助の役割の時系列とか

時間との関連もあります。違う観点ですがさっき土居委員が9の所の座りが、武市委員は分かったと言ったけど僕はなんとなくまだしっくりきません。身を守るのよりは命を助けるのほうが先ですか。基本のなるもの。序列と言ったら変ですが順番、プライオリティからいったらそうなるのかなという感じもしたりするんです。その辺さっき災害要援護者の所辺りはもう直ちにとという所でつながるのかなあとか言ったりしています。その辺、9がちょっとってというのがあります。

(土居委員)

命を助けるというのは、自分で自分の命を助けることがまず一つあるんですよね。それから要は人の手によって助けると。その人の手が近所のおじさんが助けてくれるのかどうかなんですけども。または公助が来て助けてくれるのかということにもなってくるんですけど。基本はやはり自分で自分の命を助けるっていう、ここから要は始まっていくのかなあ、いかなきゃいけないんじゃないのかということだと思います。ということは、人が亡くなる時にどういう状況で亡くなるかということ、一つは意識がなくなる、呼吸が止まる、空気が回らなくなる、血が回らなくなる。そして血は回っていても血が全部抜けてしまうという形の中で、まず血が抜けておれば血が抜けないように自分でできるわけですよ。それが自分の命を助けることに繋がるわけです。その命の保全があって自分自身を守ることができて、周りのものに運んでもらうということなんです。我々は自分を守りなさいという所、だから自守って言葉使ってるんですけどね、自助はまたその後だよということ言ってるんですが、まずは自分で自分の命をとにかく守らなきゃいけないという部分が一番来ると。

(上田委員)

この事象別に条例の骨子を体系付けようとしたのは、この検討会で決定して進めたんでしたかね。僕ちょっとその辺忘れたんですけど。役員会でした。ごめんなさい、それなら僕もそういう意見したかも分かりません。普通この条例とか法律、規則なんかもそうですが、事前の措置とか発生時の措置とか、それからその後の対応とかいうように時系列で普通流れてきて、その中でそれぞれの役割といいますが、成すべきことが出てきて、ずっと最初から最後まで流れて分かりやすいのが大体多いんじゃないかなという気はしてるんです。こういった分類の仕方も当然あるとは思いますが、そうすると整合性をかなりうまく取らないと。例えば大津波から逃げる6番で見えますと、1、津波からの避難といえますと発生時の避難もありますし、それから2番の避難計画といえば事前の措置であります。それから訓練も事前の措置。そうするとその後へまた情報の提供なら発生時の情報とか、発生直後の情報とかそういった問題が、というふうに中身がバラバラになりますよね。この整合性をどのように取るか。そして先ほどもちょっと命を助ける所で出ておりましたけれども、そうすると命を大津波から逃げる人の命を助ける人がいると。それはどのように絡めてくるのか。かっちり分類されるというものでもないし、同時に、発生時にいろんな人が役割を持って命を助けたり助けられたりということがありますんでね。その整合性をこの条文上どのようにうまくしていくかという問題が多分こういう分類にすると出てくるとは思うんです。それは技術的にどうするかということこれをこれであればやっぱり色々詰めていかなければとは思っています。以上です。

(青木副会長)

役員会の中で、事象別というのを考えてみたらというのは、私自身が言ったことでもあるんです。なぜそうしたかっていうのは、要するに対策、県という行政施策の体系を条例化したらこうです、という形での、今回の場合は自助から入ったり、共助からってということになると、繰り返してますが、一人一人の県民がこの条例をある程度頭に入れておいたら、自助から、自分で自分の命を守って何とかするというこの体系からいけば、そういうふうが一番大事と考えてもらえる。多少復興だとかってということになった所からは公助が一定の大きなウエートを持ってくるとすれば、そこからは行政の順番通り、施策の順番通りでもいいかなということあると思っています。あとは多賀谷委員が言った

ようにインパクトといいますかね、当事者、この条例は誰あてのものが、県民のものであるということからすれば、県民がこの条例を使うときに、分かりやすいようにどう書くのがいいのかという技術的な問題として工夫すればよいと思います。その後、復旧・復興辺りの所を施策の通り書くことはできると思います。ダブって発生時の所での、緊急的で偶然の要素というのがいっぱい重なってきて、体系化できないような事態に対応するということが、原則を頭に入れる以外に、できないんじゃないかなあということですね。上田委員が言ったように、他の自治体の条例のように、対策を時系列で整理して並べるといふこともあるかと思うんですけども、それはもうちょっと工夫したい。条文化してみたら、かえって分かりにくかったなということだったら、また変えましょうということ、意見としては出しといてもらったらと思います。またどうせここは何度も戻ってきてやりとりしますので、最終的な整理の所までいきませんので。今日用意していただいている、言葉の使い方、骨子案検討票も資料8の部分で、7も一緒に説明してください。

(事務局)

先ほど土居委員から、骨子案での言葉の使い方について、語尾がどのようになるかによって条例の印象が変わってくるということがありましたので、今から骨子案を事務局で取りまとめをさせていただいたものをお話する前に、どういうルールで書いていったかということをご説明します。

条例は親しみの持てる表現にしたいとか、分かりやすくしたいということは、皆さん共通の思いであると思いますので、骨子案ではですます調で書きます、というのを以前の会で提案させていただいて、ご異議がなかったようなので今回、ですます調に書きました。また、日常一般に使われているやさしい言葉から、行政がよく指摘される分かりにくい言葉ではなく、日常使い慣れている言葉ができるだけ使っていきたい。耳で聞いて意味の分かる言葉にしたい。音読すると二つの意味に取れるような言葉は、できるだけ一つの意味に取れる言葉に揃えていくなどというようなことが、実は公用文の作成の手引というものが定められていますが、そこにも書いておまして、条例もほかの公用文と、公用文の最たるものが条例でもありますので、そのルールは守っていききたいと思います。

条例は法令ですので、法令の語尾にはルールがあります。ここの語尾という所の、左から三つ目の所に通常の法令用語で「何々することができない」と書くときには、否定を意味します。法律上の権利や能力がないことを表して、罰則規定はこの言葉のときには、あまり設けないようなことが書かれます。「何々してはならない」という言葉のときには、不作為、ことを起こすなどという義務付けをするときです。罰則を設けられることが、この語尾のときにはあります。つけなくてもいいですけど、つけるときには「してはならない」というふうに書きます。一定の行為が可能というふうにするときには「することができる」というふうな文言を使って、するかしないか、どちらか選ばせる裁量権を与える場合と行為をする権利または能力を与える場合の二通りのときに、この「することができる」を使います。一定の行為の義務付けをするときは「しなければならない」という語尾を使います。裁量の余地を与えない場合です。弱い義務付けをするときは、「何々するものとする」という言葉を使って、そのときにはある原則や、こういう方向でやりましょうということを示すときの語尾は「するものとする」です。解釈として合理的な理由があればしなくてもよいというときの、本当に弱い弱い義務付けのときにも「するものとする」と言ったりします。努力義務のときには「何々に努めるものとする」というふうに、法令では大体こういうふうに国の法令もこのようなルールついてきますが、これをですます調に変えたときに、県と県民、事業者などの主語が違うときに、1カ所ですますが形を変えてくるのが、弱い義務付けを県自身にする時に県は「するものとします」と自分で言うのも何なので「します」と言い切りの形にここの所はなるんじゃないだろうか。それと、また県は「努めるものとします」というのも自分自身なので「努めます」とこう言い切っているのではないかとということで、こういうですますの表現を、ルールとしてそういうニュアンスを持って、骨子案文をこれから書いていくということです。それから、県民に分かりやすい用語への言い換え例は、その他必要なとか、「周知する」を「知らせる」とか、「当該」というのをよく使いますが、これも、「その」という

言葉に換えたりかえたり「留意する」も「注意する」「考慮する」「配慮する」とか、「遵守する」も「守る」「実施する」「講ずる」を「行う」「防止する」も「防ぐ」「必要があると認めるとき」は「必要がある場合は」「推進する」は「進める」というふうに換えることもできると思います。これを換えないで、例えば「推進する」も「進める」というのがちょっと不適切で、推進という熟語を使いたい場合がたまにあつたりしますので、ここはやっていきながら、最後の磨き上げのときに言葉をちょっと直していくかもしれませんが、使用用語についてはこういうルールをできるだけ考慮して、考えながらつくっていくというふうなルールで作業を進めています。

資料8のほうは、これから項目と方向性について議論されましたので、具体的な骨子案文に入ってきますが、今からお付き合いいただく様式ですのでまず様式についてご説明します。まず、骨子案文検討票資料8の様式でナンバー5の1というふうに書いていますが、この5の1というのはどこかといいますと、先ほどの資料3の右側にあります骨子体系案の5番の部分のシートであるという意味です。テーマ、項目というのは、この1番という所の骨子案文の見出しになってくる所が入ります。骨子案文の内容については、県民の皆さんに、骨子案ができたときにお示しすることになる内容ですけれども、骨子案の文章が長いので、主語がすぐ分かるように左側に抜き出して記載しています。その下に骨子案の解説を書いており、課題とそれのための対策をまとめて書いています。対策の所は皆さんがご検討いただきました条例に盛り込む項目と、その方向の対策の方向について書かれた用語をできるだけ使って、上の骨子案文の要約になるキーワードを書いてあります。またそのことについて、地域防災計画や県の既に決めてありますほかの計画等にも関連があるというようなことなども、この所で分かりやすく書くようにしています。施行日というのはこの条項がほかの条項と時間差を置いたものがないとき、例えば規制ものがある場合は周知期間を置いた上で、6カ月とか1年先から始めるなどという時間差を置いたものがないときがありますので、そういうときにはその他の日という所に、何カ月先などを書いたりする項目です。このことについてもっと詳しい規則が必要だというときには、規則の要否が要になるところがあると思います。また項目の出所については、県民の皆さんからお便りいただいた意見提出用紙なのか、県民ワークショップで出たことなのか、この検討会で出てシートの何番にそういうことが書かれていたということと、過去の地震からこういう教訓があったとか、地域防災計画にこのことが書いてあるとか、県の地域目標のほうにこのことについては100%を目指して達成しようとしているなどということ、その項目の出所を丸していく所がこちらです。

検討会で協議していただくときには、主な意見のスペースに、皆さんがこのことに関してご議論いただいた主な意見について、皆さんにメモしていただいたり、事務局も記載していく所です。今日このことに関して協議の結果、原案でOKなのか、こういう部分こう修正しなさいか、このテーマから外したらとか、他の対策に変更したらとかいうことを、どういう議論の結末になったかを、ここへ皆さんで合意しながら進むということができるような昇目にしてあります。備考の所は、何でも書く所です。作成履歴のほうは、これが何回も皆さんの検討の結果、直しに直しをしていきますけど、いつ直った分なのかがのちのち分からなくなりますので、その歴史を残す項目です。

以上この検討票のつくり方については、以上です。

(青木副会長)

中身はどうしますか。

(事務局)

5の揺れから身を守るについて、5枚のシートをつくっていますので、それをまとめてご説明させていただきます。では、5の揺れから身を守るの部分ですが、1の既存建築物の耐震性の向上から、5の公共土木施設等の震災予防対策という五つの検討表を構成しております。1から5までまとめてご説明をさせていただきます。シートの中では、まず課題の所をご説明させていただいて、課題への対策という形に骨子になっていますので、次に骨子の内容をご説明します。

では、まずナンバー5の1の、既存建築物の耐震性の向上ですが、課題としましては南海地震による建物倒壊によって、人的被害が1,807人の死者、9,343人の負傷者が発生すると想定されています。また、物的被害は全壊が3万1,191棟、半壊が5万983棟と想定されています。これは、県の第2次高知県地震対策基礎調査によるものです。しかし、木造住宅に住んでいる方で、専門家による耐震診断を受けたことがある方は、高知県においてはわずか4.7%で、92.9%の方が耐震診断を受けたことがないと答えています。これは4県共同の地震津波県民意識調査の報告書の結果です。耐震診断を受けていない理由として、耐震診断のやり方が分からない、どんなに耐震化しても大地震があれば被害を避けられないと思うから、などの意見が出ています。この部分の骨子の文案といたしまして、上から順番にお伝えしておきます。まず、既存建築物、昭和56年5月31日以前の耐震基準によって建築された建築物をいいます、の所有者は地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修や建て替えを行うことにより、現行の耐震基準と同等以上の耐震性を確保することをいいます、を行うよう努めなければいけません。次に、県は自らが所有する既存建築物の耐震診断を行い、その結果に応じて耐震化を行うよう努めます。また、計画的な耐震化の推進と、施設利用者等の理解の促進を図るため、耐震化の優先順位等を定めた計画、県有建築物耐震化実施計画を策定し、耐震診断の結果と併せて公表します。次に、県は応急救助活動の拠点や避難場所として使用される等、地震発生時に重要な役割を担う建築物の所有者や管理者に対して、耐震診断の実施と耐震結果の公表および計画的な耐震化の促進を求めます。次に、県は市町村や国、建築業界団体等と連携して、既存建築物の耐震化の実態を把握するとともに、耐震化の必要性などについての普及啓発と、相談体制の整備など支援に努めます、と案をつくっています。

次、ナンバー5の2、建物内における安全対策のほうですが、こちらのほうの課題としましては、阪神・淡路大震災における内部の被害によって、人的被害の調査が行われていますが、けがの原因の46%が家具等の転倒落下によって、29%がガラスによるもの、という調査結果が日本建築学会の調査で出ています。特に、高知県におきましては、津波襲来地域では建物倒壊による圧死を免れたとしても、家具の転倒やガラスの散乱等によって、避難不可能な状態になることによって、津波の被害者になることも想定されます。これらの骨子案としまして、県民や事業者は地震発生時に屋内における自らや来訪者、施設利用者等の安全を確保し、迅速かつ円滑な避難ができるようにするため、家具や電気製品などの転倒や落下をする危険があるものや、窓ガラスなど飛散する危険があるもの、以下転倒等危険物といいますが、について、配置の見直しや転倒等の防止などの対策を行うよう努めなければいけません。次に、県民の主語としまして、県民は地震発生時には、落下物から頭を守るなど自らの命を守るために、必要な行動をとらなければいけません。次に、事業者としまして、事業者は地震発生時には来訪者や施設利用者等に対し、命を守るために必要な行動を取るよう促し、避難誘導を行う等、従業員や来訪者、施設利用者等の安全確保をするために、必要な行動を取らなければいけません。次に、県は屋内における転倒等危険物の安全対策に関する実態を把握するとともに、市町村や国、転倒等危険物の製造販売事業者、転倒防止器具の販売取付事業者等と連携して、その必要性についての啓発と安全対策の推進に努めます、と規定しています。

では、次にナンバー5の3、裏側になりますが、落下物、転倒物の安全性の確保の部分ですが、先ほどの5の2が、屋内における転倒物落下物に対しての対策だったんですが、こちら屋外における対策になっております。まず、課題としましては、過去の地震では、ブロック塀の倒壊やガラスなどによって、死者やけが人が発生しています。ブロック塀では、昭和53年の宮城県沖地震で16人の死亡者が、平成17年の福岡県西方沖地震では1人の死亡者が出ています。またガラスの飛散では、平成17年の福岡県西方沖地震によって福岡市中央区天神で、ビルからガラスが降ってきたという事例があります。ブロック塀や自動販売機の大部分が個人の所有物、もしくは個人の私有地内に設置されているため、現状において対策が進んでいません。これに対する骨子として、地震発生時にブロック塀や自動販売機など転倒の危険があるものや、窓ガラスや外装材など落下の危険があるもの、以下危険工作物等といいますが、の所有者や管理者は、これらの危険工作物等が屋外において歩行者等に危害を及

ぼしたり、避難等を妨げたりすることのないよう、安全性を点検し、必要に応じて改修など行うよう努めなければいけません。次に、県民を主語としまして、県民は地震発生時に危険工作物等の転倒や落下によって被害を受けることのないよう、日ごろから地域の危険性の把握に努めなければいけません。また、地震発生時には危険工作物等から直ちに離れ、または近づかないようにしなければいけません。次に、県を主語としまして、県は市町村や国、工作物等の設置団体などと連携して、屋外における危険工作物等の安全対策に関する実態を把握するとともに、その必要性についての啓発と対策の推進に努めます、と規定しています。

次に、ナンバー5の4の、被災建築物および宅地の応急危険度判定の実施についてですが、この課題としましては、本震の発生後、一定期間にわたって余震が発生することが知られています。余震はおおむね本震より規模の小さいものが多いですが、中には本震と同程度の規模の余震が発生した例もあります。事例としましては、1996年3月26日の鹿児島県西北部の地震では、本震マグニチュード6.5に対して4月3日に最大余震としてマグニチュード5.6の余震が発生しました。本震で被害を受けた住宅が余震で倒壊して被害をもたらす場合があります。これらの骨子といたしまして、県を主語としまして、県は地震により被害を受けた建築物や宅地、以下被災建築物等といいます、が余震によって倒壊すること等により発生する二次被害を防ぐため、地震発生時に市町村が行う被災建築物等の応急危険度判定、以下応急危険度判定といいます、に協力するとともに、自らも応急危険度判定を行います。県は応急危険度判定が円滑に行われるよう、市町村や国と連携して応急危険度判定を行うことができる者を養成するとともに、応急危険度判定の制度の周知や実施体制の整備に努めます。次に、所有者および管理者を主語としまして、被災建築物等の所有者および管理者は、地震発生時に応急危険度判定に協力するとともに、判定結果に応じて入居者または利用者の避難や、当該建築物等の応急補強等を行うよう努めなければいけません、と案を作成しております。

最後に5の5、裏面になりますが、公共土木施設等の震災予防対策について記載しています。課題としましては、昭和21年の昭和南海地震では、高知市では地震によって国分川の堤防が崩れて、地盤沈下と相まって下知地区を始め周辺一帯の浸水をもたらしました。また、四万十市、当時中村市においては、四万十川に架かる橋が落ち、交通を遮断しました。地震の揺れで公共土木施設などに破損や崩壊等が起きれば、県民の避難や防災機関応急対策にも大きな支障が発生することが想定されます。これらの骨子案としまして、県を主語として、県は自らが管理する道路、橋梁、河川、工場などの施設について、地震の揺れによる人的被害の軽減、および緊急的な応急対策を実施するための機能を確保するため、必要に応じて点検し改修などを行うよう努めます、と案を作成しています。作成した検討票につきましては、以上です。

(青木副会長)

具体的な条文になると、細かい定義も出てきます。先ほどの骨子案に比べると、これがずらっと並んだときにどういうふうイメージできるかという辺りですね。主語が県となってきています。けどずっと、その骨子案で基本から、骨子案の所で述べてきた県民運動というようなね、流れだとか、県民の自助を中心にしてという辺りの所で、こういうスタイルでいったときに、使えるかなということもあります。スタイルで検討するときに事務局で、こういう案を準備していくときでいえば、何か論議とか視点とかあったら、紹介してもらったらより意見が出しやすいでしょう。皆さんのこれから持って帰って、これ読んだり色々するとき、条例のつくり方で手の内じゃないけど身内の中の、別にバトルはする必要はありませんので、少し言いたいことが出しやすいと思います。

(土居委員)

その今の言葉の最後の要は、何々という一つの努力目標的な言葉でほとんどが終わっているんですよ。これが実際に条例としてこの言葉でいいのかということにも感じるんですよ。いつまでたってもやらないということが、もう見えているわけですね。だから、努力義務という形のもので、こうい

うことを言ったら、何々するものに努めますという形でずっといく目的で条例をつくっていくのか、それとも違うよと、要は一定行為の義務を与えるという形でこのものをつくっていくのかによって、大きく変わってくる。そこで行動規範も当然変わってくる。ここの筋を決めて、この私たちの会では決めておく必要があるのではないのかなということを前提として、相談をしておきたいと思います。

（事務局）

法令用語については、青木副会長がご専門であります、努力義務も義務です。努力しなきゃいけない。例えば学生に向かって、あなたは勉強しなければならない、と言うと、傷つく人は傷つく、というインパクトは強い言葉なんです。今努力しないとイケないと思っていない人もおりますので、努力しなければいけないんだという義務をつけるのも、実は努力義務だから弱いと取ること自体がどうかと思うんですが、努力義務だから弱いというけど、これもまた法令ですので、本当にしなければならぬという、じゃあできるのかというのもまた別にありますのでね。特にこの耐震補強の所は、非常に財政力にもよってきますので。しかし、努力する方向でいかなければならぬという方向を出すということもあると思いますが、いかがでしょうか。

（土居委員）

結局、高知県民の現世享楽型という県民気質。この気質を私たちはもっと真剣に理解していかなくちゃいけないという部分があるわけですね。そのために、こういう文言でもししくらば、何年度までにという努力目標として決めておくというふうな形でも何か取らないと、いつまでたっても私の所は、12年、その前からですから、神戸の地震が終わってからも言い続けて、アンケートを取っている中で、効果はないんですよ。ここに、絵に描いたもちのようなことがまた同じように起こってきたら、せっかくこうやって皆さん方が、意見を出し合っつけてくろうとしているのに、これが実際に現場に下りていったときに、本当にこれでいいのかなという形で、終わってしまわないだろうか。

だから、公的な機関のやる所と、そして民間とか我々が自守、自助という所でやる所と、それぞれが共助でやる所と、やはり言葉として、やって必ずやらなくちゃいけないというものをつくっていくべきではないのかなということを痛切に感じております。

（事務局）

すみません、語尾の所で「何とかしなければいけない」というのは、裁量の余地を与えないということ、それも今すぐということなんです。例えばこの耐震の各条項について、そこまで県民に求めていくのかというのがありますので、裁量を与えない項目なのか、ということをもたそれぞれについて見ていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

（土居委員）

色々な項目が出てきてるんですけども、この部分については、一定の義務は与えていくんだと。この辺りは、別にこの文章に関しては、要は努力義務でという形の部分ですね。努力してください、ただし何年度までというふうな部分を、時間的余裕も書いたほうがいいんじゃないのかなと。そして、もう一回見直してみる。5カ年計画などで一度見直して、統計を取って、そしてどうなのかということ洗ってみるかどうかを。そこでもう一度チェックを入れてみる、というふうな段階を踏んだものが理想かなという感じを持っているんですけどどうでしょう。

（事務局）

なかなか条例の中で、目標を掲げた例というのはあまりないかもしれませんが、仮に掲げるとすると、追加とか修正とか頻繁に条例を改正しないとイケないということになりますので、基本的には行動計画の中で、目標とすべきものを定める。それに向けて、県民、事業所、県、それがどういう役

割を果たしていくべきなのかという所が、述べられるべきではないのかなと。先ほど語尾、言葉の使い方の問題もご指摘いただきましたが、実効性があるものにしたつもりです。やはり行わなければならないということになると、例えば耐震化でいうとなかなか皆さんがすぐに家の耐震化ができるというふうなことにはならない状況、ただ例えば津波から避難をする、迅速に避難をするということであれば、それはもう行わなければなりませんねという表現。そこは一定議論をして、その表現はこれが適当ではないかということでたたき台をつくらせていただいています。そこは、それを斟酌していただいて、検討会の中でご議論いただければと思います。これは「努めなければならない」じゃなく「行わなければならない」ということであれば議論をしていただきたいとは思いますが、どちらかというとな努めなければならない表現が多いというふうに見られるのかもしれませんが。そこも先ほど事務局から説明させていただいたように、気付いていただくということも一方では重要な役割だと思います。昭和 56 年以前の建物が耐震性に問題があるよという部分は、県民の皆さんが知っているというわけではないと思いますので、ここなんかについても昭和 56 年以前の所有者については耐震化を行わなければいけませんと、努めなければなりませんよというのが条例の中で書くことも一定意味のあることなのかなと考えています。一方、県の立場からすると例えば県が所有する県の建物、ここは耐震診断を行ってその結果に応じて耐震化を行うよう努めますと。これもすべて行いますといえない。行う方法としては、計画を作成していきますと、それから耐震診断の結果と併せて公表するというところは県の努めとして果たしていかなければならないと思います。一方、そういった応急救助活動の拠点とか避難場所とか、そういった県以外が所有している建物に役割を求めるという部分もありますので、そういった部分については、所有者、管理者に対して耐震診断の実施とか診断結果の公表とか計画的な耐震化の促進を求めるという表現にしていますが、そこは色々こういう内容でいいのかなのかという所も含めてご議論いただければと思います。

(青木副会長)

今のやりとりの中では技術的にいったら、例えば年度計画をつくり議会に報告するというところで、県民に公表するというところ、これとこれとはやるだとかということはできると思うんです。条文の中でありまして、条文は毎年変えるわけにはいかないの、そういうことからいけば、県議会に対して基本計画の重項目については意見を求めて報告して、実現の年度計画を努力目標ではなくて策定するものとする、というふうにするという技法は取れると思うんです。それは階層と言ったりしますが、条例の下にどういう仕掛けを用意するかということで、それでかなりきついものもつくろうと思えばできます。議会とのキャッチボールと、県民への公表だとかいうことです。まだ最初に途中で出たように防災地震対策基本計画という行動計画をどういう主体がどういうふうにつくるかということもまだまだ、想定はしながら、当然議論していかなきゃいけないとは思っています。

県の中に今のような防災計画のような実施本部がつくって、こうしますというものではない形の防災基本計画のようなものを、対策基本計画のようなものをつくっていくという仕掛けは条例の中に盛り込むことは可能だと思います。そういうことも含めて色々出してもらったらと思います。

今日、骨子が出て具体案の所が出て幾つか重要な所で、これから意見をもらいたいと思います。今日欠席された委員からも各全員から意見をもらう必要があると思います。行きつ戻りつするにしろ、合意は少しずつ取っていかないといけないので、最後になって、いやこれはというふうにはっきり返されたんでは検討会が前へ進みません。

次回の所で再度、骨子の体系の所辺りはもう一度、次回できるだけたくさんの委員に来ていただいて、あと打ち合わせでは事務局のほうから今日欠席されている会長含めて委員を伺って意見をもらって、大まかな所で合意を取って 2 回目、事務局は骨子案分の検討票はこのままずっと続いてつくられていくと思いますので、それらについて今日出た意見も踏まえて練ってください。つくっていくとうまく流れていかないとということや、調整が必要な場面も出てきますと思います。今日伺った委員で参加されている委員も適宜これを持って、今日聞いたんで、思い付いたら事務局のほうに、こ

こはどうだろうかとかいうことを含めて、それが次回の検討会のときに紹介されながら、そういう意見踏まえてこういう案にしましたというようなやりとりをしていきたいと思います。この会だけだとキャッチボールではあと2回しかありませんので、事前に言っていただければいいものができていくのではないかなということを思います。骨子の体系の所と条例で何を盛り込むのか、それは条例の趣旨、性格をどういう所に設定するのかということがかかわってくる問題です。先ほど出たような「公」が引っ込みすぎてるんじゃないかとか、復旧・復興の所はあんまり書かれてないねとかいう辺りの所で気になる所も含めて、トータルな条例としては、総合条例と謳っていますので、それ辺りいろんなふうという辺りも含めて読んでいただいたりして考えただければということです。

(土居委員)

体系の中の、県に責務・役割という項目が挙がっていますが、読んでいく中で5番、揺れから身を守る、私たち個人が責務という形でまたは6番、大津波から逃げる責務というふうな形で絡んでいくのか、それとも要はまた別の言葉というふうな理解していいですか。

(事務局)

この見出しは、今まで検討されてきたシートの見出しだったのをそのまま今使っているだけのことなので、合う言葉にすればいいんですが、こちらに規定するとき、これは最終目的、揺れから身を守るということが出来るためには、誰々はこういうことをいつしておかなければいけないということの章だと思いつき組み立てをしています。初めに災害については揺れが始まります。次に揺れから身を守るということの目的を果たさなければいけない。そのためには、その手前にこうしてということが書かれて、その次には大津波から逃げるということに次に目的が移っていきます。火災が起こりますので火災から身を守るということ、目的が全体的に県も共助も自助も皆その目的が動いています。その後、その他の危険や土砂害などがあります。山津波はまたそれらのものからいうと、速度はまた、土砂害は揺れのときに起こることもありますけれども、その他の危険という所にまとめています。

命を助けるのは、それらの災害において傷ついたものを、いかにして救急をするとか、避難させるかということ。それから被災生活に入りますので、被災者の生活を守るというふうに目的がどんどん時間とともに移っている、その目的の達するための対策とか手段が、時間と役割分担で右側の体系は今できています。

(青木副会長)

最初に私自身がこういう案を提案したというのは、揺れ、大津波、火災という所は、要するにとにかく命を生き延びるということを大前提に考えたときに自助がウエートが大きく、さっきの言葉をそのまま使えば7割ぐらいはウエートが自助の部分であるとすれば、そこで何をやるかというのから徐々に共助、公助がウエートが増えてくるというか、その部分をどういうふうに組み合わせしていくのかというのをどこかで時系列というか、時間によって各自が取るべき手段が徐々にウエートが変わったり、組み合わせが変わってくるので、そこを工夫できるのはどこか入れたほうが良いのではと考えています。入れないとなかなかこういう並びがどうしてなのということと自助が責務にだけ切り替わって、なんとなく不自然かなという思いがあるということですけど。そういうことを含めて今日、課題が出たということでまたやっていくことにします。そういうことで今日いただいた案を各自で気になっている所をファクスで送ってもいいし、電話でもいいと思いますので出してください。

(事務局)

引き続き事務局のほうが案文をつくって次回の検討会にお諮りをしたいと思います。本日お配りをさせていただいた資料については、できれば今月中ぐらいにご意見をいただいて、ご意見をいただいたものを基に次回、修正をかけたいと思います。次回用の分というのはそんなに早く多分送れな

いと思いますので、そこはまた当日ご意見をいただくということになるのかもしれませんが。できれば、こんなに直したらいいよという部分の具体的な表現をもって事務局のほうに指示していただければ非常にありがたいです。なかなか抽象的な言葉であると、どう受け止めていいのかという所が苦慮する所もございますので、ここはこういうふうな表現にしたほうがいいんじゃないかのご意見をいただければ、非常に助かります。そこはそういった表現で難しいということであれば、ここはちょっと気になるよというご相談でも構いません。そこはもう各委員の方と事務局とでキャッチボールをしながら必要な部分を修正していきたい、また必要に応じて役員の方にもご相談をさせていただきたいというふうに思います。

（青木副会長）

参考で最初のころにお配りした他県の先行の条例も見られて、こんなスタイルの方が分かりいいんじゃないということもあるかもしれません。個別の条文というか項目に入っていますから、今、土居委員が言われたように目的の最初の条文の前の所のつなぎというか、総則に当たるような、それぞれの趣旨を規定するような位置付けの所の条文もイメージされながら、多分事務局はつくられてると思うんですけど、骨子案に具体になると、まとまりごとにしていくとまたちょっと違ったイメージが出てくるかなということも思います。

どうも長時間ありがとうございました。